

中国歴史班 A

19世紀の元陽県嘎娘郷における護林碑立碑の背景について
西川和孝（中央大学大学院文学研究科東洋史学専攻）

キーワード：護林碑、漢人流入、森林破壊、水源地

調査期間・場所：2004年12月22日～2005年1月10日 中国雲南省紅河州

The Background to Appearance of the Inscription of Forest Conservation in Yuanyang
Prefecture Ganiang County in the 19th Century

NISHIKAWA Kazutaka

(Graduate Course of Literature Doctoral Student in Chuo University)

Keywords: The Inscription of Forest Conservation, Immigration of Han People, Deforestation, Water Sources
Research Period and Site : 2004, December 22 - 2005, January 10, Honghe Area, Yunnan, China.

要旨：本稿では、「関聖宮碑」と「禁砍森林碑」という二枚の護林碑の分析を通し、護林碑が立てられた背景には、漢人の進出による森林破壊と、この地域特有の土地の利用方法があったことを明らかにする。

1. はじめに

2004年の暮れから今年の初めにかけて雲南省紅河哈尼族彝族自治州元陽県で調査を行い、森林保護に関する二枚の碑文、「関聖宮碑」と「禁砍森林碑」を発見することができた。本報告では、これら二枚の碑文の分析を通し、こうした護林碑が立てられるに至った19世紀の時代的背景と当該地域の土地利用について論じることとする。本報告において扱う元陽県は、標高差一千メートルにも渡る壮大な棚田を有し、現在これを呼び物にして観光開発を進めている。こうした事情もあり、元陽県の土地利用に関する研究は、管見の限りにおいて、現在の棚田の仕組み如何を論ずることに集中しており[白1994;古川1997;角・張2000;百瀬2003;元木・ニザム2003]、清代以前の土地利用に言及したものは見当たらない。

まず、最初に当該地域の自然環境の説明と現在の土地利用について説明を行い、その次に碑文の具体的内容を見て行く。そして、この地域の土地利用の特殊事情を踏まえた上で、護林碑が生まれた背景を探っていくことにする。

2. 元陽の自然環境と現在の土地利用について

元陽県は、雲南省の省都昆明の南方約300kmに位置し、面積は2189,88平方kmあり、雲南省の中部から南部にかけて北西方向から東南方向に延びる2000m前後の山が連なる、哀牢山脈の東側に当たる。この山脈は、雲南南部では、最大であり、四川省や貴州方面から吹き込む寒波を阻止する役割を担っている。このため、哀牢山脈の西側の西双版纳では熱帯気候の上限が800mなのに比べて、東側の元陽県は350～400mに過ぎない[野元1993]。元陽県は、雲南大理白族自治区を水源とし、ベトナムのハノイへと続く、紅河の南岸に位置する。県内には、紅河の外に、藤条江があり、共に西北から東南に向かって流れ、同県はこの二つの水系により侵食を受け、非常に起伏に富む地形と成っている。そのため、耕地面積の六割近くが勾配25度以上であり、最低海拔は144m、最高海拔が2939,6mで、標高差が3000m近くに達する[雲南省元陽県志編纂委員会1990:44]。

気候は、一般的には亜熱帯気候に属し、年平均気温が16.4℃、年間降水量が1397.6mm、そして、年間平均湿度が85%であり、実に一年のうち半分の約180日霧が出る。ただし、高低差が非常に大きいので、一般的なデータで、嘎娘郷の気候を判断することはできない。ここでは、参考として、元陽県志に記載されている区分に従い、以下元陽県の気候を記す。

海拔1800m以上では、年平均気温11.6℃、年間日照時間1000時間、年霜期1.7日。年間を通して、雲と霧が多く、雨が非常に多い。

海拔1400mから1800mでは、年平均気温15℃、年間日照時間1630時間、年霜期1.2日。降水量は十分あり、気候は温和である。

海拔600mから1400mでは、年平均気温18℃、年間日照時間2020時間、年霜期1.2日。基本的に霜が降りることはない。降水量は比較的多く、暑い。

海拔600m以下、年平均気温25℃、年間日照時間2430時間、霜は降らない。降水量は少なく、ひどく暑い[雲南省元陽県志編纂委員会1990:44-45]。

海拔が高くなるにつれ、降水量が増えるのは、東南及び西南からの暖かく湿った空気をせき止めるためである[元木・ニザム2003:184]。

道路は、現在の県城である南沙(海拔270m)から、旧県城の新街鎮(海拔約1700m)まで、一気に上り、その後は、同様の高度を保ったまま嘎娘郷に至る。嘎娘郷では、道が海拔約1800mの所を通っており、道を挟んで山の上方と下方にへばり付くように町が存在し、棚田自体は町の下方に広がっていた。この調査の際にも、高地に位置する嘎娘郷では上記の如く霧がひどく、視界は数メートルといった状況であり、調査中には、霧の中に立っただけで頭が濡れるほどであった。また、雲や霧の発生と消失の入れ替わりが非常に速い速度で起こった。

元陽県の棚田は、海拔280mから1800mの所にあり、特に1500mの地域を中心に分布している。その基本的構造は、まず山(森林)があり、その下に村落が存在し、棚田は、村落からさらにその下に向かって広がっている[百瀬2003][元木・ニザム2003]。こうした光景は、新街鎮から嘎娘へ行く道すがらしばしば目にすることができた。

嘎娘郷から直線距離で15km北西の所に位置する勝村は、嘎娘郷同様に海拔約1800mの所にあり、村の背後に森林を備え、村落の下方に棚田が広がっている。以下この勝村を例にとって現在の棚田地帯の土地利用に関して簡単に説明していく。

勝村では、用水路が森林から引かれ、村落を經由し、棚田を灌漑している。村落では、この水を火災消火用に使用し、また、用水路を利用し、肥料となる水牛や豚の糞を棚田に流し込む。こうした、村の背後に存在する森林は、土地の利用法により大きく三種類に分類される。一つは、薪・用材林である。二つ目は、神山であり、毎年陰暦の2月と6月に豚や水牛を生贄にした祭礼に使われる。三つ目は、水源林で、専ら灌漑水の採取が目的であった。そのため、幼木を含めた木を取ることは禁止されていた。ただし、山菜や薬草、豚の飼料の採取は許されている。こうした地形では、無論平地で川から直接に水を引くようなことは無く、森林から流れ出る水を得るのである[百瀬2003]。このように棚田は、それ自体が独立したものとして存在するものではない。森林から様々な生活物資を獲得し、用水路を作り、農業用水を棚田まで引きこむ、さらに、村落からは、家畜の糞である肥料を、用水路を使って流し込むのである。棚田はこうした様々な要素が絡み合った上で成り立っているのである。そこには、この急峻な地形と豊富な降水量に適応したシステムが見事に構築されていることがみてとれるのである。従って、森林



(関聖宮碑の拓本付き写真)

は棚田や村落を維持する上でなくてはならない存在なのである。

3. 「関聖宮碑」と「郷里禁規碑」の概要とその内容

まず「関聖宮碑」であるが、これは三国時代の英雄関羽を祭った関聖宮に関する碑文である。「関聖宮碑」は、县城から続く幹線道路から下方に徒歩で十分ほど降りた所（海拔 1736m）、元陽県嘎娘郷下伍寨の旧小学校の入り口近くの壁に（23° 04' 574 N, 102° 55' 019 E）持たれ掛けるように置かれており、残念ながら、関聖宮自体はすでに存在していなかった。碑の大きさは、縦 128,5cm、幅 66,5cm、厚さ 11,5cm であった。「関聖宮碑」の末尾に、「大清道光拾参年歳次癸巳季春月下浣之吉旦合寨立」とあり、清朝の道光拾参年（1833）に立てられたことがわかる。この碑文は、その内容から、五寨路の関聖宮を中心とした土地一帯の売り買いを防ぎ、さらにこの土地に含まれる小箐（森林）を子々孫々保護することを目的とし立てられたものである。

次に、碑文の具体的内容を見ていく。最初に「この土地が漢人に売り渡されたのは、今始まったことではない。」とあり、以下この土地の経緯に関する記載が続く。少々長くなるが、土地の経緯を記すと、「最初に漢人に売り渡されたのは、乾隆 53 年（1789）であった。しばらくして、嘉慶 22 年（1817）に反乱が起きると、漢人が土地を置いて逃げ出した。しかし、伊子光彩という者がこの土地を再び杜金亮に売り払った。彼は、土地を売り払ったものの、非常に後悔し、その土地を取り戻そうとした。そして、こうした動きは人々の中にも広がった。だが数年が過ぎ、問題が解決しないまま、伊子光彩は亡くなってしまった。道光 12 年（1832）になると、土地を買い戻そうという動きが人々の中で再び盛んになり、関聖会の会長が寄付金やお供え用の線香の売り上げ資金を使って買い上げ、土地を関聖宮のものにしてはどうかと、伊弟光亮の子である維義という者に提案した。この提案に維義は賛成し、人々も心からそれに従った。関聖会の会長は、土地が何度も売り買いされるのを嘆き、このような轍を二度と踏まないように後世の教訓とする為に、石に刻み込んだ。」とある。そして、このあとに、この度買い戻した土地の領域を「上は小箐から下は溝に至るまで、左側は、上が燕子洞、下は李盈の田、右側は、上は漢潭、下は李光輝の田」といったように明示し、最後に、その中に存在する小箐（森林）を保護するための決まりごとを記している。森林保護の規定には「小箐内の樹木や竹の子を斬ってはいけぬ。この禁を犯したものは、罰金が課せられ、この行いを見ていて、訴えなかったものも同罪である。」とある。この碑文より、漢人の当該地域への進出と、地元民の買戻しに代表される土地の確保、森林の保護が読み取れる。また、前章で示した如く、森林がやはり上方にあるのが注目される。

次に「郷里禁規碑」を見ていく。「郷里禁規碑」があった元陽県嘎娘郷大伍寨は、嘎娘郷下伍寨から北西方向へ車で少し行った所であり、幹線道路からやはり下方へ 20 分位歩いたところにある（23° 04' 330 N, 102° 53' 507 E, 海拔 1622 m）。碑文自体は、門に向かって右側に埋め込まれていた。門の左側にも碑文があったが、故意の破壊がはげしくほとんど読み取ることはできなかった。当碑文もその点においては、何箇所か削り取られており、拓本を行たが、すべての文字を判読することはできなかった。

碑文の大きさは、縦 84cm、幅 47,5cm、厚さ 9cm であった。碑文の終わりには、「咸豊元年孟秋月上浣日吉旦 立石」とあり、咸豊元年（1851）に立てられたことがわかる。

以下「郷里禁規碑」の内容を見ていくが、保存状態が悪く、すべてを読み取ることはできなかった。そのため、ここでは主として大意だけを追っていくこととする。最初に「我々の村である伍寨は、草深い辺鄙なところであり、山林が多く、田が少なく、裏山には、うっそうと木が繁っている。しかし、先人達はこれを保護し、水源とした。」とある。そして、続いて見ていくと、「嘉慶元年（1821）にこの裏山を瑶人に売り渡した結果、木を伐採し、水源が枯れる事件があった。それからしばらくして、



（郷里禁規碑の拓本付き写真）

山林を占拠し、木々を伐採し、畑にしてしまうことがあった。この時も、山林に大きな被害が出たため、水は減り、田は荒れ、税金も事欠く有様であった。こうしたことから道光二十年（1840）に禁止事項を設け、さらに森林保護のための監視役として箒長を設置した。」とある。森林保護の禁止事項には、森林を封禁し、燃料などの薪を取ってはいけない、犯したものは罰金が科せられる、また、阿表物独から大石碕間での一帯では、農作物は植えてよいが、とうもろこしは植えてはいけない等の規定がある。そして、碑文の最後に水源となる公山の範囲を明示している。

「郷里禁規碑」から読み取れること重要な点は、第一点に、裏山が水源地に使用されていたこと。第二点に、19 世紀以降、瑤人や漢人だと推測される人々が、外からやってきて、水源である森林を伐採したこと。第三点に、アメリカ大陸から導入された新作物であるとうもろこしの名がみえることである。

4. 護林碑が立てられた背景

「関聖宮碑」や「郷里禁規碑」といった森林保護の碑文が、なぜ 19 世紀の初めから半ばというこの限られた時期に、また、どうして元陽県の棚田地帯である嘎娘郷という土地に立てられたのであろうか。ここでは、第一章の元陽県の大棚田地帯の特殊事情を踏まえながら、その護林碑文出現の背景について論じていく。

第一章で説明したことであるが、棚田は、それ自体独立したものではなく、人々が住む村落、村の背後にある森林等と密接に関連し、保持されている。これには、元陽という地域の地形や気候が特殊に絡み合っている。一般的にこのような高山の急峻な斜面において元陽県のように多くの水田を作ることは、非常に難しい。しかし、元陽県は、山々が東南及び西南から入ってくる暖かく湿った空気をせき止めるために、降水量が非常に多いという特色がある。高度が上がれば上がるほど降水量が増えるのである。そして、こうした豊富な水は、高山の森林に蓄えられる事となる。そのため、通常、水田の水は、近くの川から引いてくるが、元陽県の棚田地帯では、村の背後に備わる水源林から得ることができるのである。つまり、これは、裏返せば、もしこの水源林が無くなれば、作物は育たなくなり、この地域で生活していくことができなくなることを意味している。元陽県の険しい高山で農業をして暮らしていくには、村の背後に広がる森林から水を獲得せざるを得ないのである。水源林の重要性は、「郷里禁規碑」に記載されている内容からも伺われる。こうした条件は、時代にかかわらず存在するのである。したがって、大棚田地帯である元陽県嘎娘郷に護林碑が立てられた背景には、森林が破壊されると、農業用水がなくなり、直接生活の崩壊につながるという、この地域特有の切羽詰った事情が存在する。1958 年始まった大躍進時代においても、水源林だけは伐採されなかったということはこのような事情を反映しているといえよう。[百瀬 2003:94-95]

次に、漢人の進出について見て行く。両碑文に記されていることだが、森林の破壊には、漢人を中心とした外からの人間の侵入とそれに伴う土地開発が存在する。それでは、どうしてこの 18 世紀末から 19 世紀前半という、この時期に漢人の進出が突然起こってきたのであろうか。

この原因として、清代における中国大陸の急激な人口増加が考えられる。実に、一八世紀の百年間に一億数千万から約三億へとほぼ人口が倍増したのである。この人口爆発は、十六世紀から十七世紀にかけてアメリカ大陸から導入されたサツマイモ・ジャガイモ・トウモロコシなどのといった新作物により引き起こされた。これらの新作物は瘠せた土地や山地でも栽培することができ、従来は、森林のまま放置されるか、あるいは少数民族の焼畑農耕が行なわれていた地域にも人々が進出することとなったのである [濱島 1999:466-467]。

こうした事情を鑑みると、「郷里禁規碑」上に見られるとうもろこしの存在は、漢人進出と密接に絡み合っていることが理解できる。また、とうもろこしが、ある一定の地域で栽培禁止になったことは非常に興味深い現象といえよう。

ところで、漢人進出と直接関係するかどうかは不明であるが、清末において元陽県嘎娘郷では四本の用水路がすでに存在していた。今回の調査では、残念ながら確認するには至らなかったが、中国文物地図集の雲南分冊によると、元陽県嘎娘郷には、糯咱水渠（道光 6 年 [1826] に近くの三つの村が資金を出し合い、建設した。全長は 15 km、幅は 1～1.5 m、糯咱村には、この水利工程を記した碑が現存する）、龍克渠（清代に造られたとされる。全長 25 km、幅 1～1.5 m）、新嘎娘渠（道光 28 年 [1848] に造られ、1924 年重修。全

長 26 km、幅 1～1.5 m)、落薩大溝(咸豊元年〔1851〕に開削を始め、光緒 15 年〔1889〕完成。全長 15 km、幅 1～1.5 m)の四つの、清代に造られたとされる用水路がある〔中国文物地図集雲南分冊編輯委員会 2001:168〕。これら四つの用水路の内、年代が確認できる三つは、護林碑が立てられた 19 世紀前半から半ばという時期と重なっている。こうしたことから、おそらく、用水路が整備された背景には、漢人の流入に伴い、土地が不足し、新たな耕作地の必要性が高まったという事情あったのではないだろうか。そして、こうした人口圧力による用水路の開発が、さらに多くの耕作地を生み出し、現在のような美しい大柵田を生み出す発端となったのではないだろうか。

5. 結論

これらの碑文が立てられた直接的原因として、まず第一点に 18 世紀末から始まると推測される元陽県への漢人流入とそれに伴う土地開発や森林破壊があり、二点目に水源地である森林の不可欠性がある。そして、漢人流入の裏には、大陸からの新作物導入による人口爆発とそれによる人口圧力の増大があり、森林の不可欠性の背景には元陽県の大柵田地帯特有の地形や気候という特殊性が存在するのである。

元陽県の大柵田地帯といった特殊な場所では、水源地となる森林の存在は、平野部のそれとは、違った意味を持つこととなる。例えば、護林碑においても風水の関係で立てられるものもあり、その性質は、元陽県の護林碑と比較して、おのずと違ったものとなるであろう。元陽県では護林は、生きていくために必要不可欠な存在であり、その意味では、この地域において森林の重要性が高い分だけ、護林碑が立てられる可能性も他の地域よりも高かったといえるであろう。

【参考文献】

(日本語)

- 野本世紀 1993 「雲の南とは一哀牢山の役割」『雲南フィールドノート』吉野正敏編 古今書院：129-130
- 古川久雄 1997 「雲南民族生態史—生態論理と文明論理」『東南アジア研究』35-3：346-421
- 濱島敦俊 1999 「漢民族の拡大—清代前期の社会と経済」『世界歴史大系 中国史 4—明—清—』松丸道夫等編 山川出版社
- 元木靖・ビラルディン＝ニザム 2003 「ハニ族の柵田—中国・雲南省元陽県の事例研究」『埼玉大学紀要』39-2：181-205
- 百瀬邦泰 2003 「雲南の柵田地帯を涵養する雲霧帯の土地利用の変遷と竜山の消長」『アジアアフリカ地域研究』3：87-102

(中国語)

- 白玉宝 1994 「論哈尼族梯田稲作的生態機制」『思想戦線』118-4：43-48,88
- 角媛梅・張家元 2000 「雲貴川大坡度梯田形成原因探析—以紅河南岸哈尼梯田為例」『經濟地理』20-4：94-96
- 雲南省元陽県志編纂委員会 1990 『中華人民共和国地方志叢書—元陽県志』貴陽：貴州民族出版社
- 中国文物地図集雲南分冊編輯委員会 2001 『中国文物地図集・雲南分冊』昆明：雲南科技出版社

Synopsis: This report analyzes two inscriptions concerning forest conservation, Guan Sheng Gong Bei(関聖宮碑)and Jin Kan Sen Lin Bei(禁砍森林碑), and it shows that these inscriptions concerning forest conservation appeared in the 19th century because of a deforestation by Han people and the way they used the land in Yuanyang prefecture Ganiang county.